

大阪市告示第437号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、次のとおり規約を定め、令和8年3月31日をもって、大阪府及び大阪市が共同で設置した万博推進局を廃止したので同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

万博推進局共同設置規約を廃止する規約

万博推進局共同設置規約は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の日の前日の属する会計年度に係るこの規約による廃止前の万博推進局共同設置規約第9条の規定による決算の報告については、なお従前の例による。

（万博推進局総務部総務課）